

令和7年度保育所等における安全管理対策推進業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 委託業務の名称

保育所等における安全管理対策推進業務

2. 事業目的

保育所等の管理者や職員を対象に、事故対策、虐待・不適切な保育防止等の安全管理に必要な知識、技術の修得に必要な研修を実施し、子どもを取り巻く様々なリスクから子どもを守り、安全かつ安心な保育を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

4. 業務の内容等

別添「保育所等における安全管理対策推進事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

5. 予定価格

本業務委託にかかる経費の予定価格は、金 1,775,000 円（消費税および地方消費税含む。）とする。

6. 応募資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- （2）滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- （3）滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- （4）滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類：「役務」、中分類：「諸サービス」または「その他の役務の提供」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合、この公告に係る公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 （TEL 077-528-4314）

7. プロポーザル説明会の日時および場所

プロポーザル説明会は行わない。

8. 実施要領等の交付

(1) 実施要領等の交付場所および問い合わせ先

滋賀県子ども若者部子育て支援課子育て支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 (TEL 077-528-3552)

(2) 実施要領等の交付期間

令和7年4月24日(木曜日)から令和7年5月13日(火曜日)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。8時30分から17時15分まで)

(3) 実施要領等の交付方法

滋賀県ホームページに記載したファイルのダウンロードまたは上記(1)に示す場所において交付する。郵送による交付も行うが、その場合の送料は交付希望者の負担とする。

9. 提出書類

(1) 送付状

会社・法人名、所在地住所、代表者職氏名、会社・法人印、代表者印があること。

(2) 企画提案書

ア 企画提案書には、以下の内容を記載すること。

次の項目について、A4判により片面刷りとすること。

仕様書の「5 業務内容」を参考に記載すること。

I 見積価格

①人件費、消耗品費、通信運搬費、管理費等、経費の内訳が分かるよう、明記すること。

②消費税および地方消費税を含むこと。(税額を記載すること。)

II 実施方針

III 研修業務

①研修の企画・運営方法

- ・日時、場所、動画の収録日程、時間割等
- ・講師予定者の氏名、専門分野(または選定方法)、選定理由
- ・受講申込書の処理および本人確認の方法(円滑な処理のための工夫・方法、申込書および受講票の様式案等)
- ・研修の効果を高めるための工夫、取り入れる手法等
- ・テキストの手配方法(基本的にデータでの配布を想定)

②研修のコンテンツ(研修内容の例、テーマ例を参考に作成すること。)

③修了確認、参加者の評価の取りまとめ

- ・修了評価方法、個人情報管理および処理方法

IV 実施体制およびスケジュール

イ 提出部数は6部（正本1部、写し5部）

なお、写し5部には会社名等の提案者が推測される情報を入れないこと。

（3）その他の添付書類

- ア 12の（2）の評価項目にある「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録している場合は、それを証するものの写し。
- イ 12の（2）の評価項目にある次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、それを証するものの写し。
- ウ 12の（2）の評価項目にある高年齢者就業確保措置を講じている場合は、締結した労使協定または労働基準監督署へ届出をしている就業規則の該当箇所の写し。
- エ 12の（2）の評価項目にある障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し。障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し。「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し。障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。
- オ 12の（2）の評価項目にある「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。
- カ 12の（2）の評価項目にある「環境マネジメントシステム」の認証を受けている場合は、それを証するものの写し。

10．企画提案書等に関する質問および回答

次のとおり質問を受け、回答する。

（1）質問受付期限

令和7年5月7日（水） 17時15分まで

（2）質問方法

電子メールにて受け付ける。

質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、次に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

滋賀県子ども若者部子育て支援課子育て支援係

電子メール：jc00@pref.shiga.lg.jp

(3) 回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページでも質問および回答の内容を掲載する。

(滋賀県>県民の方>子育て・教育>子育て・青少年育成>お知らせ・注意)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/>

(4) 回答期日

令和7年5月9日(金) 12時を目途に回答する。

1.1. 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和7年5月13日(火) 17時15分必着

(2) 提出方法

持参(土曜日、日曜日および祝日を除く、8時30分から17時15分まで)または簡易書留郵便による郵送

(3) 提出先

滋賀県子ども若者部子育て支援課子育て支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 (TEL 077-528-3552)

1.2. 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

滋賀県子育て支援課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

(2) 評価項目および評価点

提出された書類をもとに、次の項目により総合的に審査する。

評価項目	評価内容	評価点
①研修業務内容	・研修の目的や事業を実施する上での基本的な考え方が明確かつ具体的に提案されているか。	12点
	・研修の企画・運営方法は適切か。 ・受講生に配慮したカリキュラムとなっているか。 ・受講申込書の処理および本人確認の方法は、事務が円滑に処理できる提案となっているか。	15点

	・研修の効果を高めるための工夫、取り入れる手法は、適切か。 ・テキストの手配方法は適切か。 ・修了評価方法は、適切か。	
	・適切な講師が選定されているか。	20 点
	・研修のコンテンツは、目的を達成するため十分な内容となっているか。	20 点
②研修実施体制	・確実に業務ができる体制となっているか。	10 点
③経済性	・経費節減を意識した見積金額になっているか。 (次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。ただし、算定した評価点に小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てるものとする) 予定価格の 80%未満 …評価点の満点 予定価格の 80%以上 85%未満…評価点の満点の 80%の点 予定価格の 85%以上 90%未満…評価点の満点の 60%の点 予定価格の 90%以上 95%未満…評価点の満点の 40%の点 予定価格の 95%以上 …評価点の満点の 10%の点)	11 点
県内事業者であるか。		2 点
「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているかこと、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。		2 点
高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。		2 点
障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として		2 点

厚生労働大臣の認定を受けていること。	
「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	2 点
環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	2 点
計	1 0 0 点

（３）審査結果

審査結果は、提案者全員に対して、文書により通知する。

1 3．契約予定者の決定

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、滋賀県子ども若者部子育て支援課と詳細な内容について協議を行った後、正式な見積書を提出する。
なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

1 4．失格

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- （１）企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- （２）企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- （３）企画提案書等の記載内容に、実現できない事項があることが判明した場合。
- （４）その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

1 5．その他

- （１）プロポーザルの参加に係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- （２）企画提案書等の提出書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査会以外に利用することはない。
- （３）企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- （４）採用した場合でも、実施過程において協議のうえその内容を変更することがある。

16. 問い合わせ先

滋賀県子ども若者部子育て支援課子育て支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3552 E-mail jc00@pref.shiga.lg.jp